鹿野山ゴルフ倶楽部 乗用カート利用約款

第１条（目的）
本約款は、鹿野山ゴルフ倶楽部（以下「当クラブ」という）の乗用カート（以下「カート」という）利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全と施設の保全を図り、施設利用の充実を期すことを目的とします。

第２条（約款の遵守）
カートの運転者（以下「運転者」という）および当該カートの同乗者（以下「同乗者」という）を「カート利用者」といい、それぞれカートの利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第３条（運転等の制限）
１　カート利用者は係員の指示に従ってください。
２　カートは、当クラブが定めたエリア内であれば、コース内を走行することができます。ただし、天候その他の状況により、コース内を走行できない場合があります。そのときは、カート用道路を走行してください。

第４条（運転者の資格）
運転者は、普通自動車免許を有する方に限ります。なお、飲酒やその他の事由により正常な運転が困難と判断された方は運転者になることができません。

第５条（運転責任者）
１　運転者は、当該カートの責任者（以下「運転責任者」という）となります。
２　運転責任者は当該カートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
３　カートの運転者が交替する場合は、運転責任者の変更となることを認識して、カート利用者間の協議および責任において、これを行ってください。
４　カートの停止、同乗者の乗降、その他、カートの運行に関しては運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示に従ってください。

第６条（安全運転義務）
運転者は、カートの運行に際して当該カートの装置を確実に操作し、周囲の状況に応じて、他の人身に対する危害、当該カートおよび当クラブの施設設備に対して損傷をおよぼさないような速度と方法により当該カートを運転してください。

第７条（運転中の注意事項）
運転者は、カートの運転に際して次の事項を遵守してください。
・走行開始の際の注意
(1) 運転開始に際しては、ブレーキ、その他の装置が正常に作動することを必ず確認してください。
(2) 同乗者が着席したことを必ず確認し、発進してください。

・走行中の注意

(1) カートの走行に際し、走行速度・走行方向・一旦停止等、走行方法に関する標示があるときは、これに従ってください。

(2) 起伏や勾配、屈折した場所を通行する場合には、あらかじめ減速のうえ低速で走行し、必要に応じて同乗者に声をかけるなど注意を促してください。

・停車等の際の注意

(1) カートは、斜面等の不安定な場所や打球が当たる可能性のある場所には、停車または駐車しないでください。

(2) カートを離れるときは、カート停止時の「ピッ」というパーキング音を確認してください。

第８条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、カート利用に際して次の事項を遵守してください。

(1) カートの走行用装置（ハンドル、駆動、停止・駐車装置等）には、手を触れないでください。

(2) カート走行中は、手すり等につかまり、安全を確保してください。

(3) カート走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。

(4) カートの乗降は、必ずカートが停止してから行ってください。

(5) カートへの乗車は、定員を守ってください。

第９条（利用の中止等）

カート利用者が次の事項に該当する場合、当該カート利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止あるいは施設の利用を中止していただくことがあります。

(1) 運転者に、運転の資格がないことが判明したとき

(2) カート利用者に、本約款その他規則等に反する行為があったとき

第１０条（事故の場合の責任等）

１　カート利用者は、プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、ただちに係員またはキャディーマスター室にその旨を連絡してください。

２　運転者がカートの運行に関して、故意または過失により人身に危害をおよぼし、またカートその他当クラブの施設設備等に損害をおよぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

３　同乗者の故意または過失によりカート事故が生じ、またはカート事故を誘発した場合には、態様に応じて同乗者にも運転者と連帯して、または単独で被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

４　同乗者がカート事故の被害者となった場合、当該同乗者に本約款に反する行為があったと認められたときは、態様に応じて運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。

５　当クラブは、カート事故による人的および物的損害について、一切その責任を負いません。

第１１条（改定）

本約款は、必要に応じて予告なく改定することがあります。

2020 年 4 月 8 日施行

2025 年 2 月 8 日改定